

日本の繊維産業における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年2月4日

日本繊維産業連盟

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間： 令和7年10月27日～11月7日
- ・ 調査企業： 日本繊維産業連盟加盟28団体に所属する企業
1,548社
- ・ 回答企業： 234社
- ・ 回答率： 15.1%

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観

- ✓ 「価格決定方法」については、価格転嫁の協議を「全ての仕入先と実施している」比率が約半数に達し、「概ね反映以上」を合わせると78%が実施している。また、変動コスト要因の反映は「多くの仕入先との協議」以上が全て70%以上となっている。
- ✓ 「支払い条件」については、現金払いの比率が高まっている。手形等のサイトが60日を超えるものが43%となっており、また、取適法施行(本年1月)以降に支払期限を迎える手形サイトについても相当程度60日を超えるものがあり、サイトの短縮が課題である。
- ✓ 「減額要請」については、実施していない企業が9割を超えており啓発活動の効果が窺える。ただ、減額要請にあたり実施した行為において「書面による合理的説明」が20%であるだけ比率を高める必要がある。
- ✓ 知的財産等を扱う取引がある企業のうち、適正な取引を「あまり」もしくは「全く実施してない」比率が40%から22%に減少し、取組みが進んでいることが窺える。
- ✓ 「働き方改革への対応」については、約9割が仕入先の働き方改革に配慮した発注を行っており前年から改善が見られた。自社の働き方改革に起因する「短納期発注」や「急な仕様変更」に係る適正なコスト負担については、実施していないとする企業が半数を超え、実施した企業でも75%が多くの仕入先について適正コストを負担するなど意識の高まりが窺える。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

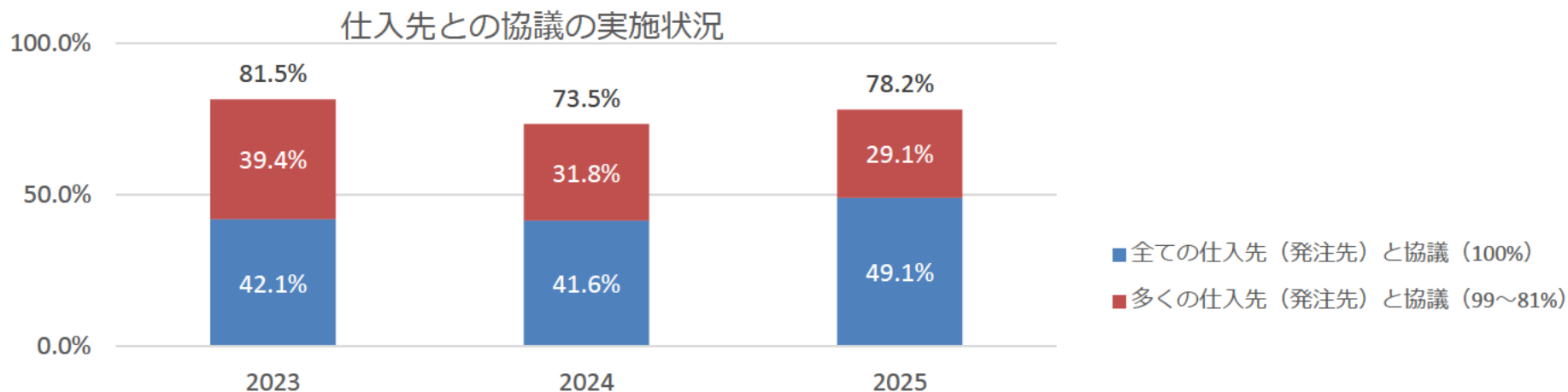
重点課題に対する取組 ①価格の決定方法 (1)

【分析結果・今後の課題】

- 価格転嫁の協議については、「全ての仕入先と協議をしている」49.1%と約半数に達し、「概ね反映」以上と合わせると78.2%が実施している。
- 変動コストにおける「概ね反映」以上の比率は、「原材料価格」(77.4%)、「エネルギー価格」(73.0%)、「労務費」(72.2%)であった。
- 「労務費指針」の反映では、「要請に基づき協議のテーブルにつく」(92.6%)、「定期的な仕入先とのコミュニケーション」(89.6%)、「サプライチェーン全体を意識した要請額の妥当性の判断」(80.8%)が8割を超えて対応が進んでいるが、「記録の作成と保管」(61.5%)と改善はしているものの比率を高める必要がある。

【設問と回答】

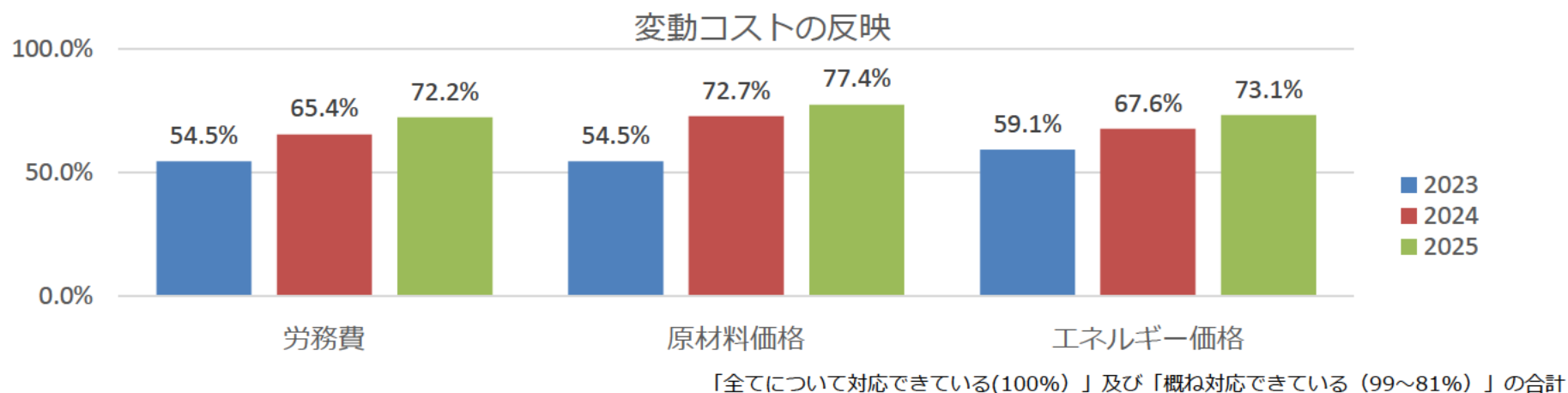
設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）と協議を実施したか。



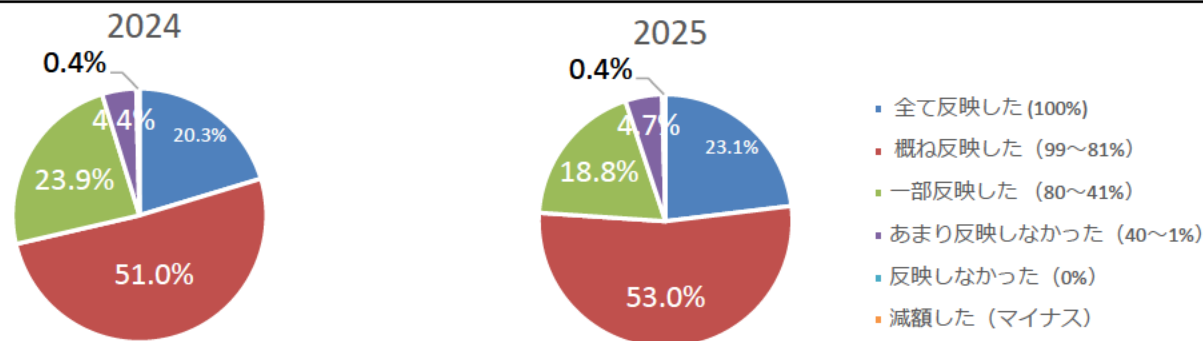
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法 (2)

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先の各コスト増加分をどの程度反映できたか。



設問. コスト全体の変動をどの程度反映できたか。

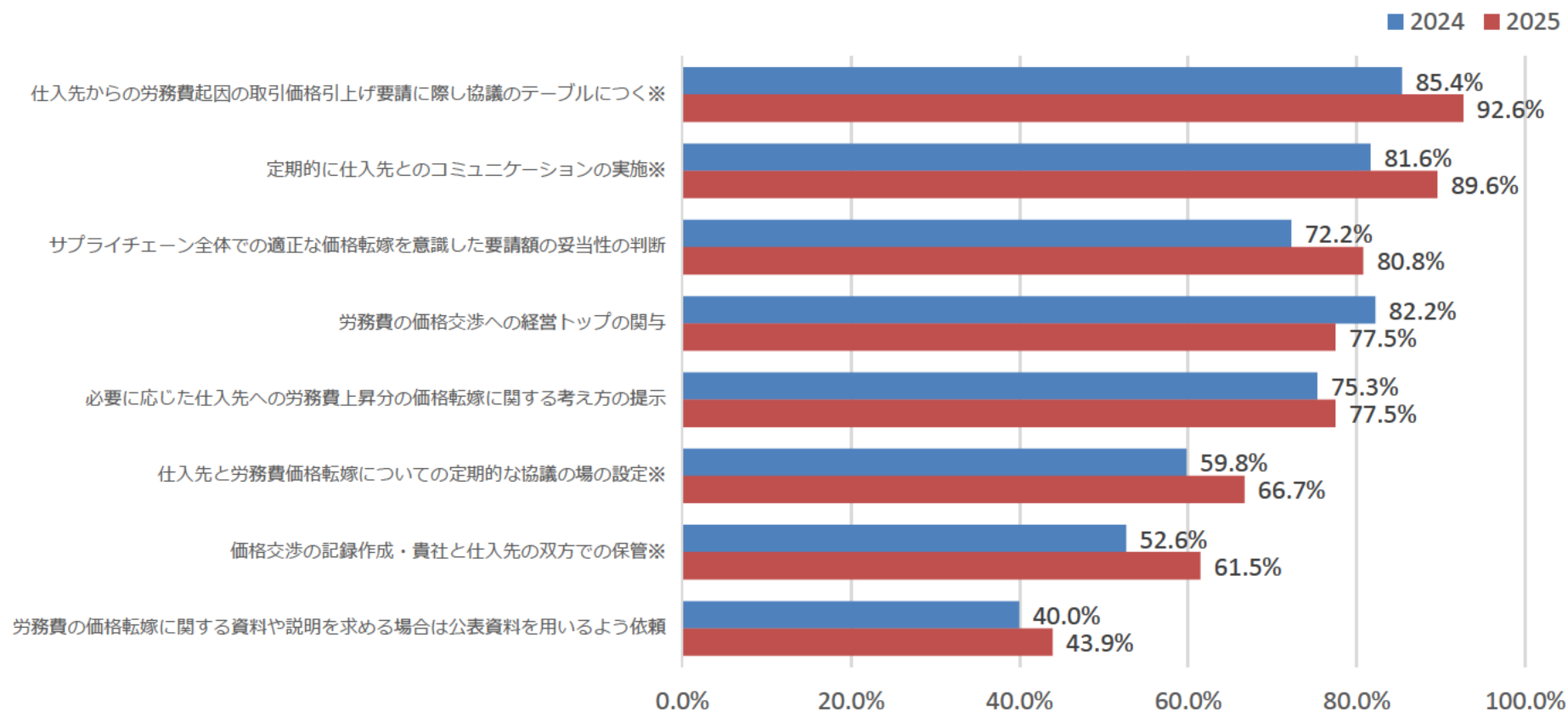


2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ① 価格の決定方法 (3)

設問. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の各項目をどの程度遵守出来ているか。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の順守状況



※「全てについて対応できている(100%)」及び「概ね対応できている(99~81%)」の合計、それ以外は「対応できている」の比率

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法(4)

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 価格交渉の実施については、一定の割合に達しているものの、「労務費の価格転嫁についての定期的な協議の場の設置」、「価格交渉の記録の作成と双方での保管」、「価格転嫁に関する資料や説明に公表資料を用いるように依頼」の実施率は相対的に低い。
- 取適法の施行により、協議の実施が義務付けられたことも踏まえ、加盟団体における取引適正化推進委員会等を通じて、周知活動により協議の実施率を高めていくとともに、会員企業の経営層ならびに調達担当者向けに、価格交渉の重要性を認識させるセミナー等への参加を奨励する等により、協議の内容の充実や質を高めるよう努める。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

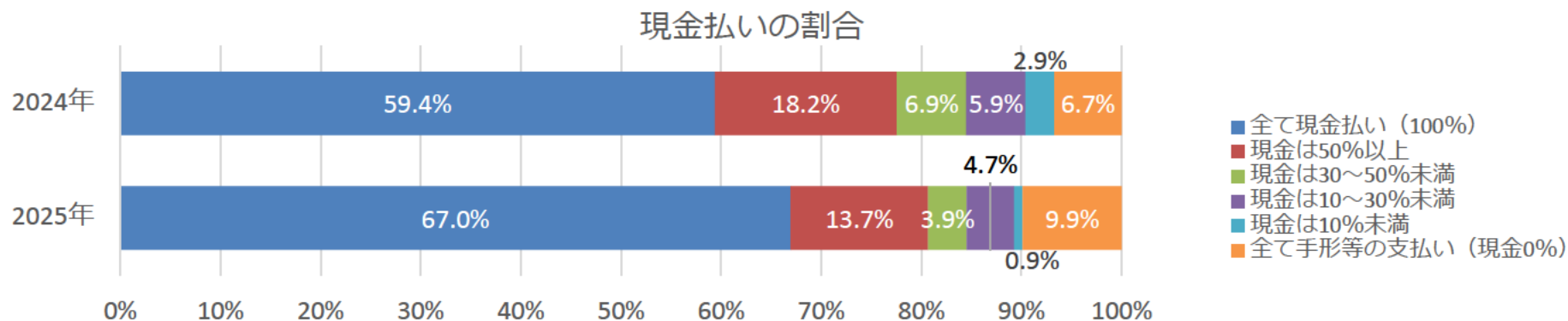
重点課題に対する取組 ②支払条件(1)

【分析結果・今後の課題】

- 現金払いについては「全て現金払い」が67.0%と比率が高まった。
- 約束手形の利用比率は37.9%から21.1%へと低くなっている一方で、手形等のサイトで60日超の比率が42.9%となっており短縮への取組みが必要である。
- 2026年1月以降約束手形の利用が認められないことを殆どの事業者が認識しているが、手形等のサイトで60日超える取引が相当程度残る見込み。
- 2026年1月以降の支払い手段としては現金が57.1%、電子債権が39.0%となっている。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先との取引について、現金払い※の割合はどの程度か。

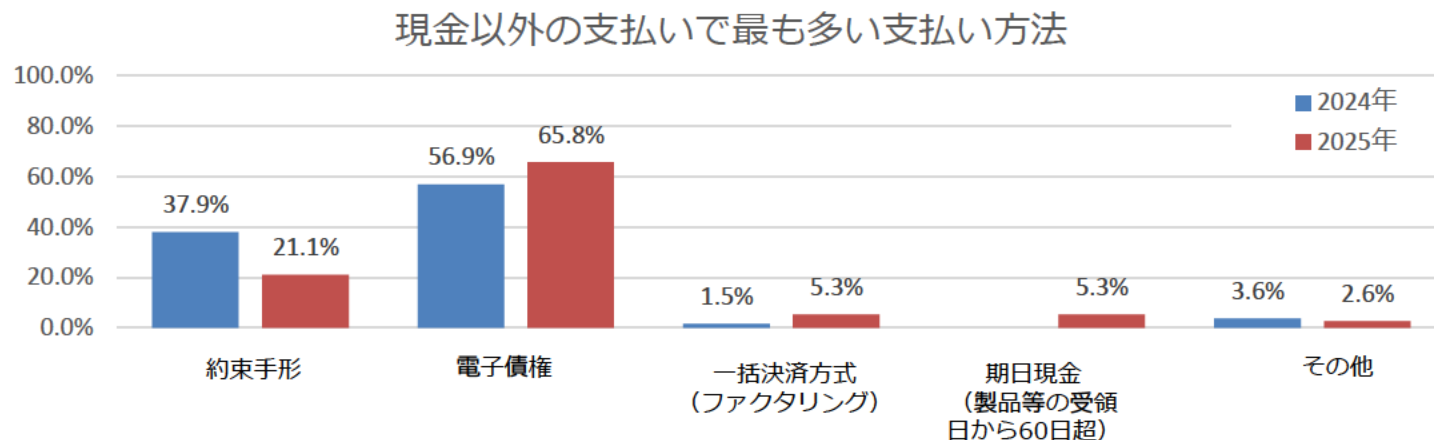


※製品等の受領日から60日以内の現金払い

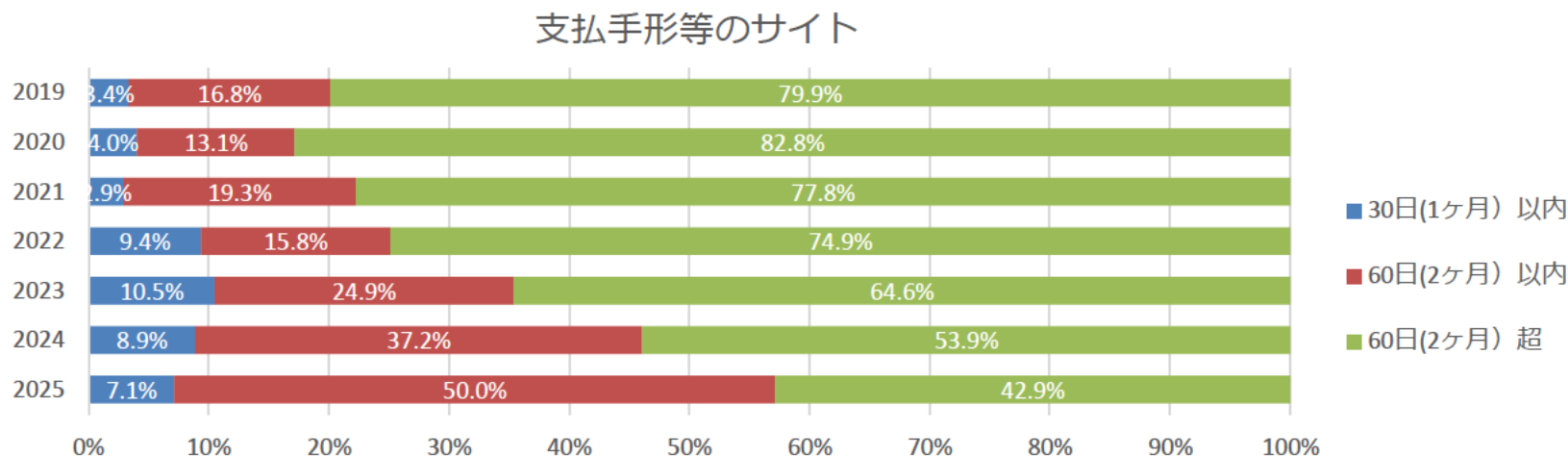
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件(2)

設問. 現金以外の支払いで最も多い支払い方法。



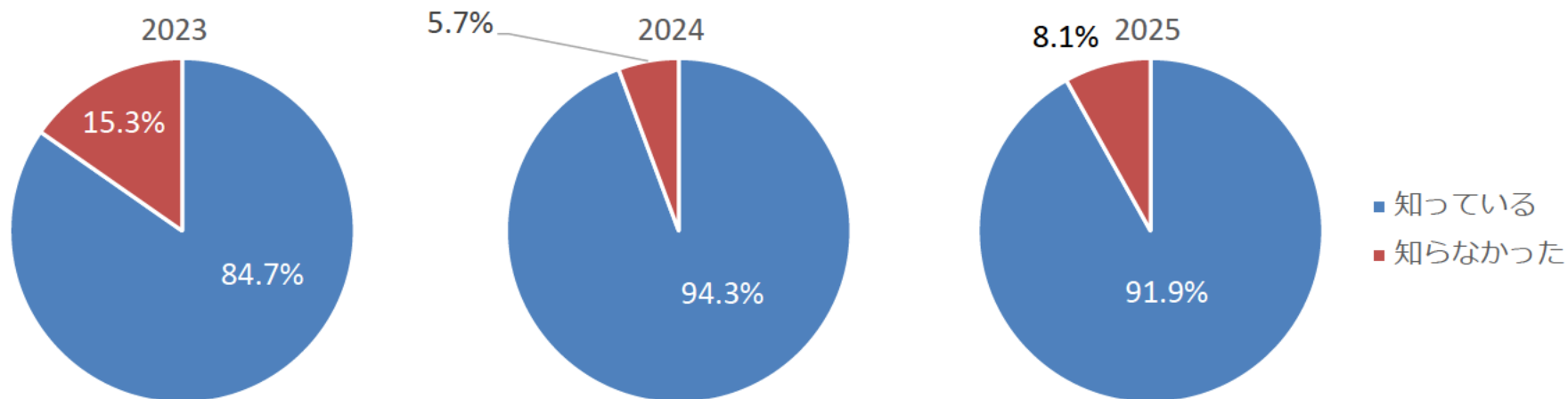
設問. 手形等のサイトはどの程度か。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件(3)

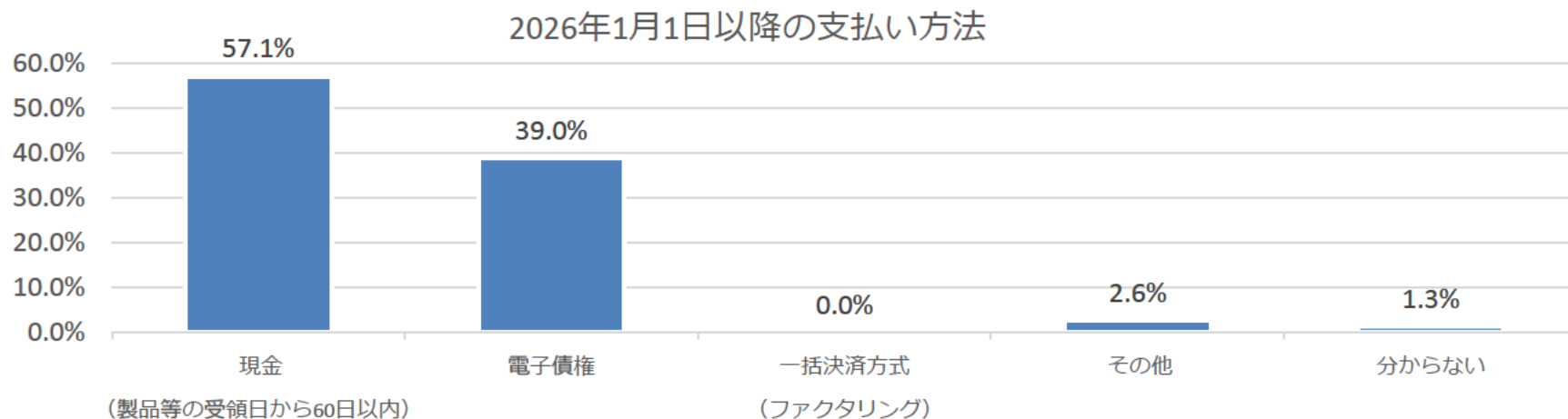
設問. 2026年1月1日以降に、支払手段として約束手形の利用が認められない事の認知。



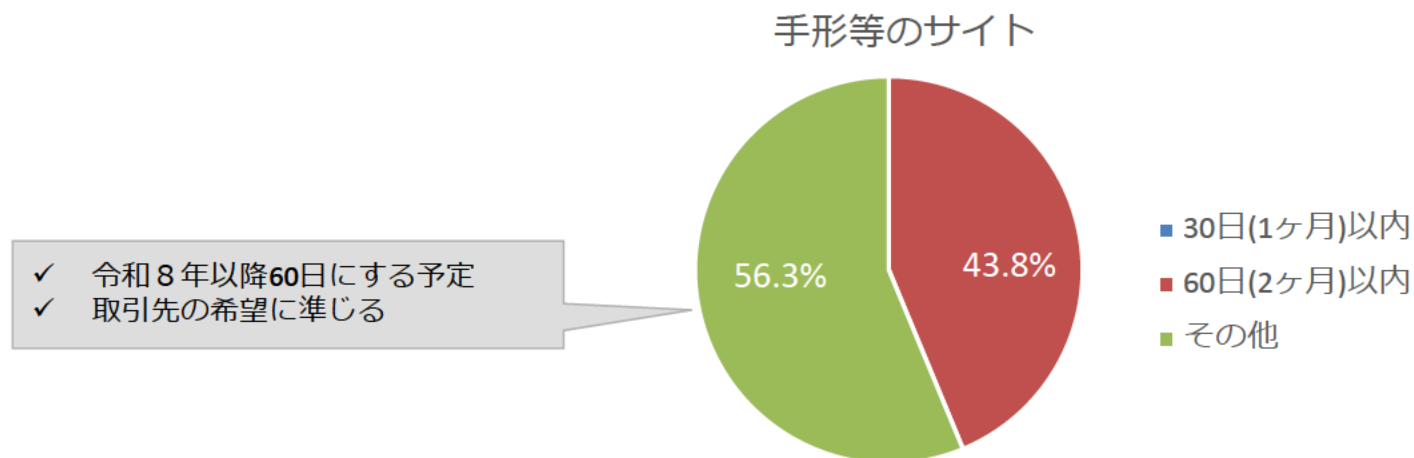
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件(4)

設問. 2026年1月1日以降に受注する取引の代金の支払いについて、最も多いと考えられる支払方法。



設問. 上記のうち、現金以外で支払う場合のサイトはどれくらいと考えられるか。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 「現金払い」比率の拡大及びサイトの短縮（60日以内）の徹底に向けた取組みとして加盟団体と協力し、取適法及び振興基準の周知を図る。
- 約束手形の利用廃止に伴い、現金化や電子的決済手段への移行がスムーズに行えるよう、政府の施策の活用を促進するなどの情報の提供を加盟団体を通じて行う。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③減額要請 (1)

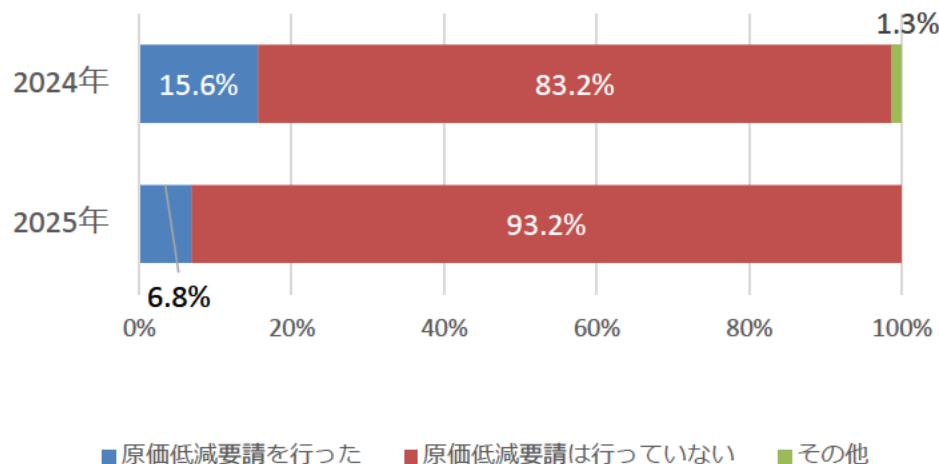
【分析結果・今後の課題】

- ・減額要請については、実施していない比率が93.2%と前年を上回った。
- ・減額要請にあたり「仕入先と十分協議を行った」が93.3%であったが、書面等による説明は20%に留まった。

【設問と回答】

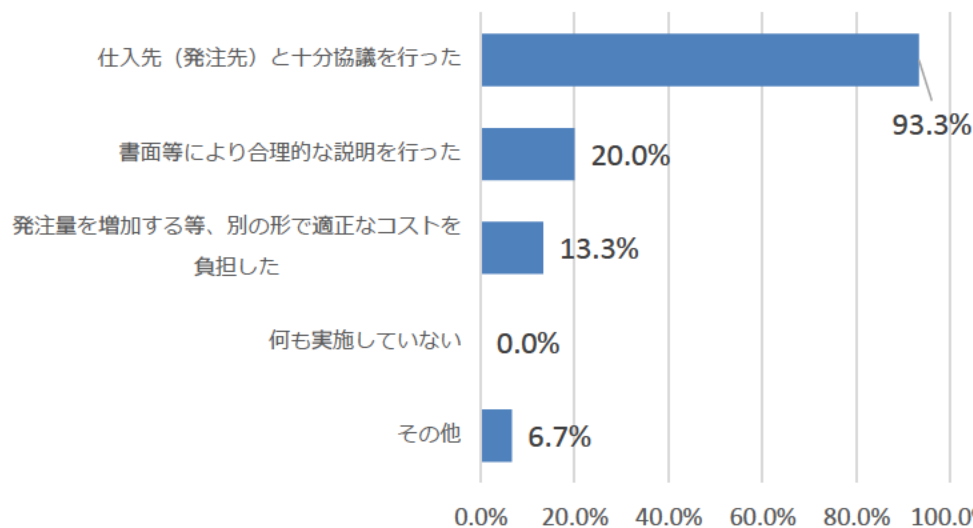
設問. 直近1年間の減額要請の実施の有無

減額要請の実施の有無



設問. 減額要請にあたり、仕入先のために実施した行為。

減額要請にあたり実施した行為



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③減額要請（2）

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・発注側に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないよう更に徹底していく。
- ・原価低減要請及び協賛金、協力金、センターフィー、サンプル作成、生機・加工品の保管等を含む「経済的利益」提供の要請等を行う場合、双方が十分に納得するためにも書面等による説明による合意形成が必須であるため、それに向けた取組みを推進していく。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

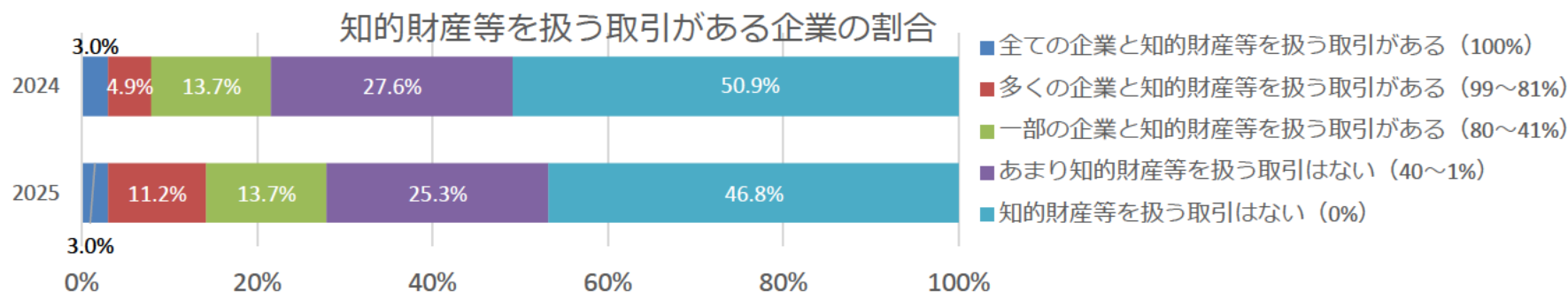
重点課題に対する取組 ④知財取引（1）

【分析結果・今後の課題】

- 知的財産等を扱う取引がある企業（「知的財産等を扱う取引はない（0%）」以外の回答をした企業）は、5割を超えており、比率が高まりつつある。
- 知的財産等を含む取引において、適正な取引を実現するための取組みを「あまり」又は「全く実施していない」比率が39.5%から22.0%に減少するなど、取組みを実施する企業が増加している。
- 他方、具体的な取組のうち、「知的財産権に関する紛争の責任や、権利侵害調査の負担について、明示的に協議の上決定」、「工場監査・品質保証の際には、事前にその個所を明示し、その目的を達成するために必要な範囲の確認にとどめている」といった項目の比率は3割台に留まっている。

【設問と回答】

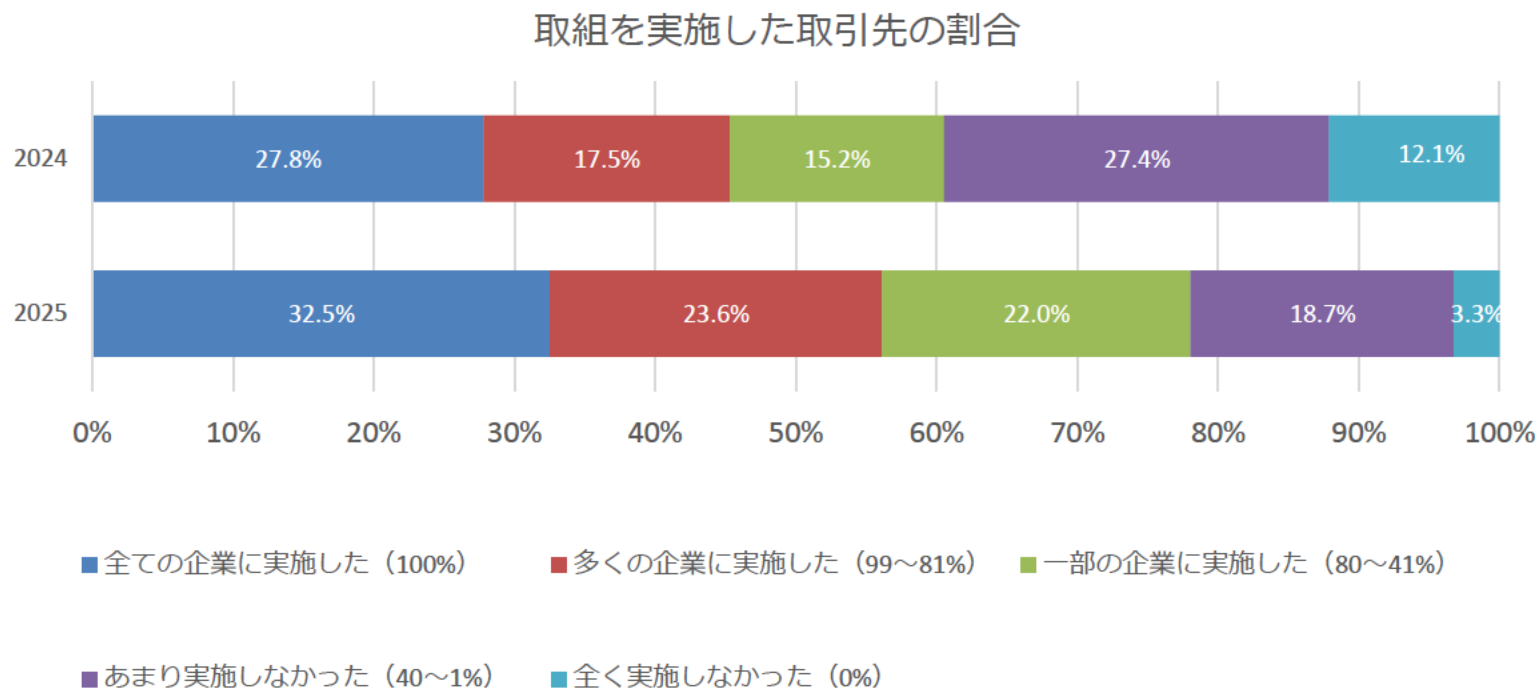
設問. 貴社の取引先企業のうち、知的財産等を扱う取引がある企業の割合。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④知財取引（2）

設問. 直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施した取引先企業の割合。

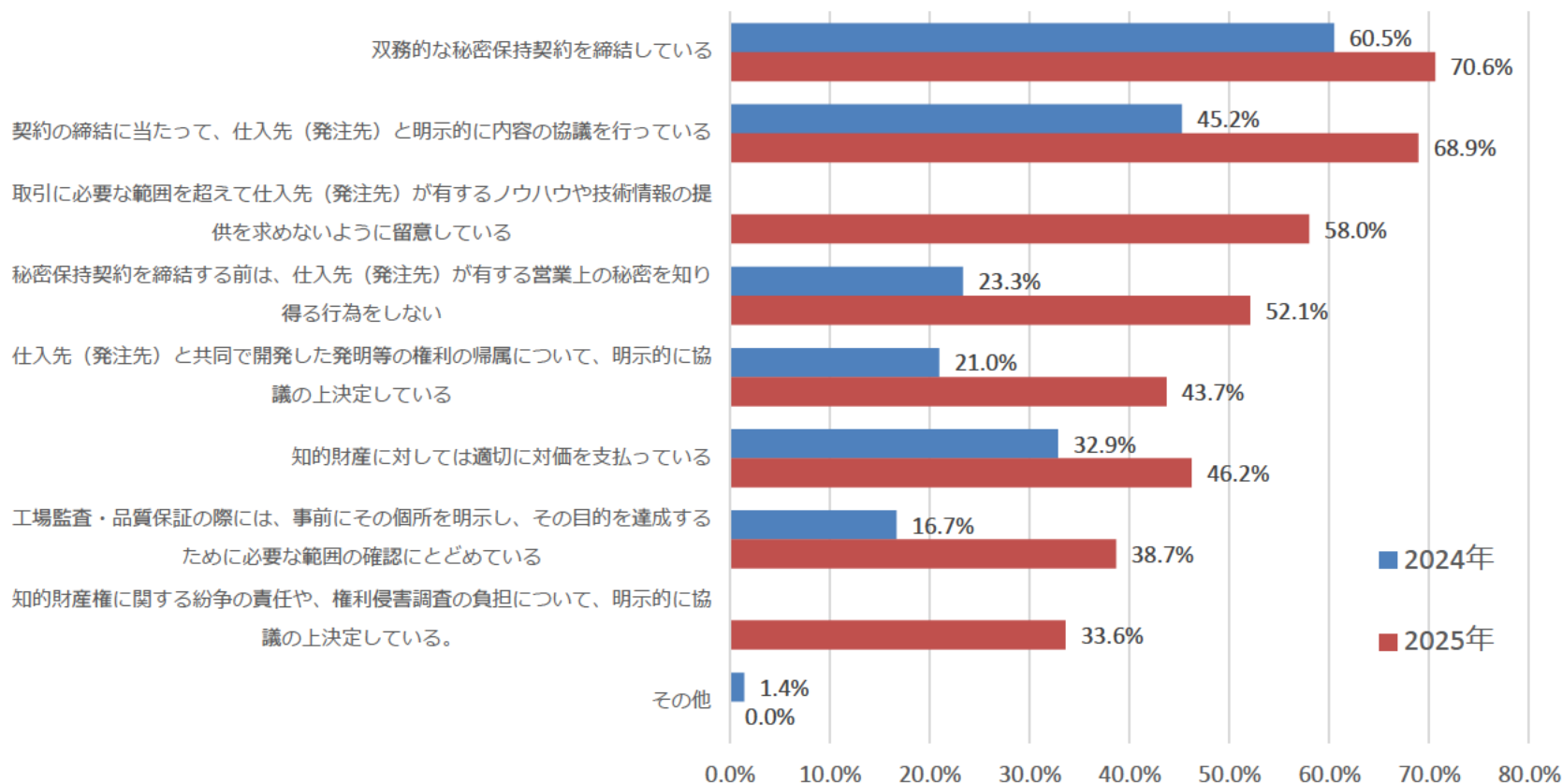


2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④知財取引 (3)

設問. 具体的に実施している取組。

実施している取組



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④知財取引（4）

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 「知的財産権」の価値と重要性ならびに軽視することのリスク等について、加盟団体の取引適正化推進委員会等において周知し、意識の向上に努めていく。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤働き方改革（1）

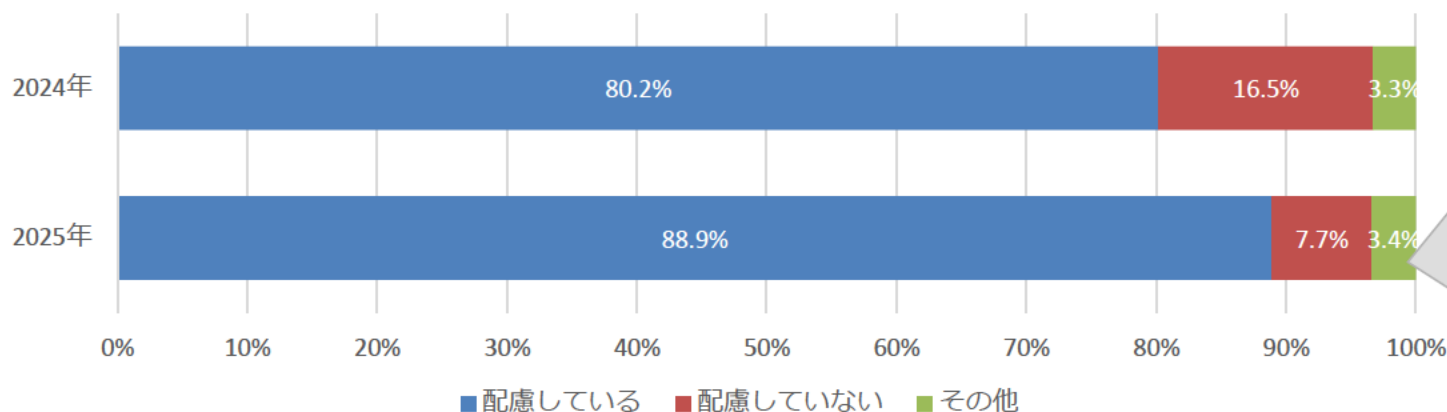
【分析結果・今後の課題】

- 約9割の発注者が仕入先への働き方改革に配慮した発注を行っている。
- 自社の働き方改革に起因して取引先に影響があるような「短納期発注」や「急な仕様変更」については、過半数の企業で行っていないと回答。実施した企業においても、その75%が全て又は多くの仕入先について適正コストを負担している。

【設問と回答】

設問. 仕入先（発注先）の働き方に配慮した発注を行っているか。

仕入先の働き方に配慮した発注



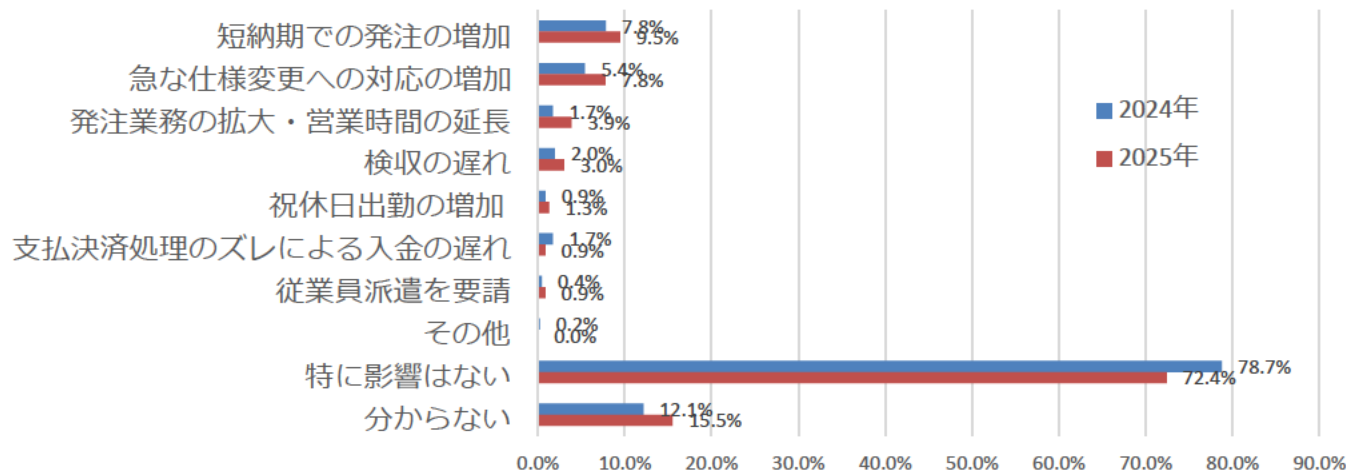
- 納期も発注先にお任せしているので差し支えないと考えている
- 仕入先の働き方に干渉することは無い
- 申し入れがあれば、当然配慮する
- 物流関係においては荷渡し時間等に配慮
- 納期確認

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤働き方改革（2）

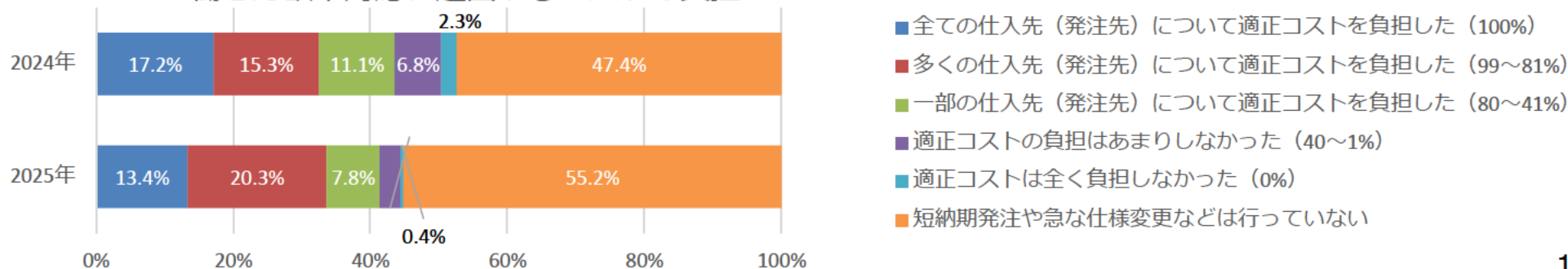
設問. 貴社の働き方改革に関する対応の結果、仕入先に対し影響が生じる可能性がある事項。

自社の働き方改革対応が取引先に与える影響



設問. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況。

働き方改革対応に起因するコストの負担



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤働き方改革（3）

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 「取引ガイドライン」、「自主行動計画」、「自主行動計画徹底プラン」、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に則り、原則として「短納期発注」「急な仕様変更」は行わない。
- 止むを得ず行う場合は、発生した割増賃金分等のコスト負担対応を行うよう発注側・受注側で十分に協議をするよう引き続き働きかける。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥その他（1）

【分析結果・今後の課題】

- 普及啓発活動については、主に「経営トップからの指示で社内で周知している」、「下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直ししている」、「セミナー、研修会への参加」といった取組みが行われている。
- 他方で、「何も実施していない」と回答する企業が23%あり、業界内で取組への意識に差が生じている。

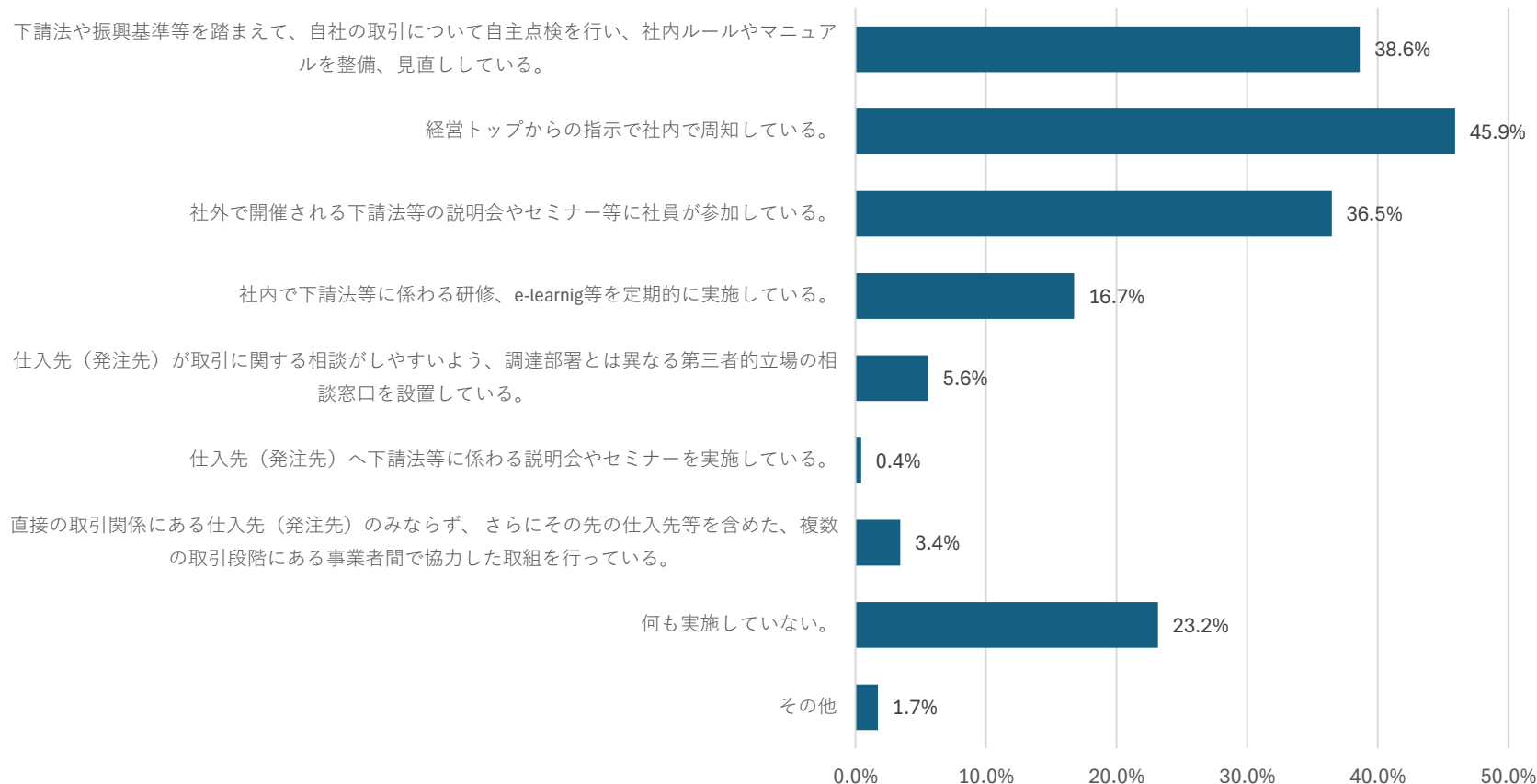
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥その他（2）

【設問と回答】

設問. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。

価格転嫁等の適正取引が浸透するため実施している普及啓発活動



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥その他（3）

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 社会のコンプライアンス意識が高まる中、取適法をはじめ価格転嫁等の適正取引の浸透に向けた取組みは、直接取引に関わる従業員以外も理解を深めるべきもの。
- このため、経営者が従業員に対し、政府等による説明会への参加を促すなど、あらゆる機会を活用して従業員教育を進めること等による社内の機運醸成や取引先企業と連携した取組みについて、加盟団体を通じて働きかける。

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- 取引適正化推進委員会において、加盟団体に情報提供及び課題解決に向けた働きかけを行う。
- 自主行動計画及び徹底プランの普及に向けた取組の予定
取適法の改正等を受けて、自主行動計画は本年1月に改訂済み。会員団体向けHPに掲載、会員企業にメール配信するなど周知している。また、徹底プランも自主行動計画に合わせて改定作業を進めており、改定後は同様の形で周知する。
- サプライチェーン全体での取引適正化に向けた取組
加盟会員各団体の会員企業は、取適法及び自主行動計画等の主旨を理解し、業界団体内外の取引先、粘り強く理解を求め取組みを進めて行く。